

平成 21 年経済センサス-基礎調査の概要

1 調査の目的

平成 21 年経済センサス-基礎調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施してきた。

この度、近年の経済構造の変化等に対応するため、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として、「経済センサス」が新たに創設された。

「経済センサス」の創設に伴い、「事業所・企業統計調査」や「サービス業基本調査」等の調査が廃止された。また、「平成 21 年商業統計調査」や「平成 23 年工業統計調査」等の調査が中止され、平成 24 年 2 月に実施される「経済センサス-活動調査」において統合し、必要な事項を把握することとなった。

今回実施した平成 21 年経済センサス-基礎調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査と同程度の大規模調査となっている。

（11 頁「調査の範囲の比較」参照）

3 調査の期日

平成 21 年 7 月 1 日

4 調査の対象

調査期日現在で国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

（1）日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）の「大分類 A－農業、林業」及び「大分類 B－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）

（2）日本標準産業分類の「大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792 家事サービス業に限る。）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 96－外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

（3）家事のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

（4）なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの
イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の 2 種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査

民営事業所を対象とする全数調査

ア 調査員による調査（訪問により調査票を配布・収集）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長
－統計調査員（指導員）－統計調査員－調査事業所

イ 市町村による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

ウ 都道府県による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

エ 総務省による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－調査事業所

＊ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所等においては、当該本所等の事業主が当該支所等の分も一括して報告

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査

ア 国の調査事業所

・総務大臣－各府省等の長－調査事業所

イ 都道府県の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

ウ 市町村の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

7 調査事項

(1) 甲調査(民営の事業所)

ア 事業所に関する事項

(ア) 名称及び電話番号

(イ) 所在地

(ウ) 開設時期

(エ) 従業者数

(オ) 事業の種類

(カ) 業態

イ 企業に関する事項

(ア) 経営組織

(イ) 資本金等の額

(ウ) 外国資本比率

(エ) 決算月

(オ) 持株会社か否か

(カ) 親会社の有無

(キ) 親会社の名称

(ク) 親会社の所在地及び電話番号

(ケ) 子会社の有無及び子会社の数

(コ) 法人全体の常用雇用者数

(サ) 法人全体の主な事業の種類

(シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数

(ス) 本所の名称

(セ) 本所の所在地及び電話番号

なお、ここでいう企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。

(2) 乙調査(国、地方公共団体の事業所)

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 職員数

エ 事業の種類

カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

8 事業所の産業分類

平成21 年経済センサス - 基礎調査で用いる産業分類は、日本標準産業分類(平成21年3月23日総務省告示第175号)を基に編集したもので、産業小分類項目については、一部、日本標準産業分類の小分類の分割や細分類項目の格上げなどを行い、経済センサス - 基礎調査の小分類項目を設定している。(4頁「平成21年経済センサス-基礎調査 日本標準産業分類との相違項目比較表」参照)

また、平成19 年11 月に日本標準産業分類第12 回改定(20 年4 月適用)が行われ、分類項目の新設、廃止等の見直しが行われたことにより、平成18 年事業所・企業統

計調査で用いた産業分類から大幅な変更を行っている。

9 会社企業の集計対象

本書における企業集計(第 12 表～第 15 表)は甲調査によって把握された事業所のうち会社組織(外国の会社を除く。)の事業所について、単独事業所及び本所・本社・本店の調査票のみ(第 13 表は本所・本社・本店の調査票のみ)を使用して企業単位に集計したものである。したがって、支所・支社・支店の調査票は集計から除外している。

10 利用上の注意

(1) 統計表中の記号は次のとおりである。

「－」	…	{	該当の数がない場合
			定義からして該当のあり得ない場合
「…」	…		調査をしていない場合
「0.0」	…		単位未満

(2) 一部の分類事項については、総数に不詳を含むため総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(3) 構成比については、四捨五入のため総数と内訳合計が一致しない場合がある。

(4) この集計数値は、確報値について名古屋市分をまとめたものであり、総務省及び愛知県が公表する数値とは相違することがある。

11 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成 21 年経済センサス - 基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設した調査である。

事業所・企業統計調査(平成 18 年まで実施)と調査の対象は同様であるが、調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではない。

- (1) 商業・法人登記等の行政記録の活用
- (2) 会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支

所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入 等

よって、本市では統計表の時系列比較を行っていない。

また、経済センサス-基礎調査においては町、丁目、大字を単位として調査区を全面的に設定し直しており、学区(小学校の通学区域)の境界線が必ずしも調査区の境界線と一致しないことから、従前から行っていた学区別集計は行っていない。

ビルくんとケイちゃん



平成 2 1 年経済センサス-基礎調査 日本標準産業分類との相違項目比較表

日本標準産業分類	平成 2 1 年経済センサス-基礎調査産業分類
D 建設業 078 床・内装工事業	07A 床工事業 07B 内装工事業
E 製造業 325 がん具・運動用具製造業 329 他に分類されない製造業	32A がん具製造業 32B 運動用具製造業 32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く） 32D 他に分類されないその他の製造業
G 情報通信業 392 情報処理・提供サービス業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	39A 情報処理サービス業 39B 情報提供サービス業 39C その他の情報処理・提供サービス業 41A ニュース供給業 41B その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
I 卸売・小売業 501 各種商品卸売業 521 農畜産物・水産物卸売業 559 他に分類されない卸売業 589 その他の飲食料品小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 609 他に分類されない小売業	50A 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの） 50B その他の各種商品卸売業 52A 米穀類卸売業 52B 野菜・果実卸売業 52C 食肉卸売業 52D 生鮮魚介卸売業 52E その他の農畜産物・水産物卸売業 55A 代理商、仲立業 55B 他に分類されないその他の卸売業 58A 料理品小売業 58B 他に分類されない飲食料品小売業 60A スポーツ用品小売業 60B がん具・娯楽用品小売業 60C 楽器小売業 60D 花・植木小売業 60E ペット・ペット用品小売業 60F 中古品小売業（他に分類されないもの） 60G 他に分類されないその他の小売業

日本標準産業分類	平成 2 1 年経済センサス-基礎調査産業分類
K 不動産業，物品賃貸業 709 その他の物品賃貸業	70A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く） 70B 他に分類されない物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業 721 法律事務所，特許事務所 724 公認会計士事務所，税理士事務所 728 経営コンサルタント業，純粋持株会社 729 その他の専門サービス業 742 土木建築サービス業	72A 法律事務所 72B 特許事務所 72C 公認会計士事務所 72D 税理士事務所 72E 経営コンサルタント業 72F 純粋持株会社 72G 興信所 72H 他に分類されない専門サービス業 74A 建築設計業 74B 測量業 74C その他の土木建築サービス業
M 宿泊業，飲食サービス業 759 その他の宿泊業 762 専門料理店 769 その他の飲食店	75A 会社・団体の宿泊所 75B 他に分類されない宿泊業 76A 日本料理店 76B 中華料理店 76C 焼肉店 76D その他の専門料理店 76E ハンバーガー店 76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店 76G 他に分類されないその他の飲食店

日本標準産業分類	平成21年経済センサス-基礎調査産業分類
N 生活関連サービス業、娯楽業 781 洗濯業 796 冠婚葬祭業 799 他に分類されない生活関連サービス業 804 スポーツ施設提供業 806 遊戯場 809 その他の娯楽業	78A 普通洗濯業 78B リネンサプライ業 79A 葬儀業 79B 結婚式場業 79C 冠婚葬祭互助会 79D 写真現像・焼付業 79E 他に分類されないその他の生活関連サービス業 80A スポーツ施設提供業（別掲を除く） 80B 体育館 80C ゴルフ場 80D ゴルフ練習場 80E ボウリング場 80F テニス場 80G バッティング・テニス練習場 80H フィットネスクラブ 80J マージャンクラブ 80K パチンコホール 80L ゲームセンター 80M その他の遊戯場 80N カラオケボックス業 80P 他に分類されない娯楽業
O 教育、学習支援業 821 社会教育 824 教養・技能教授業	82A 公民館 82B 図書館 82C 博物館、美術館 82D 動物園、植物園、水族館 82E その他の社会教育 82F 音楽教授業 82G 書道教授業 82H 生花・茶道教授業 82J そろばん教授業 82K 外国語会話教授業 82L スポーツ・健康教授業（フィットネスクラブを除く） 82N その他の教養・技能教授業

日本標準産業分類	平成21年経済センサス-基礎調査産業分類
P 医療, 福祉	
834 助産・看護業	83A 助産所 83B 看護業
836 医療に附帯するサービス業	83C 歯科技工所 83D その他の医療に附帯するサービス業
853 児童福祉事業	85A 保育所 85B その他の児童福祉事業
854 老人福祉・介護事業	85C 特別養護老人ホーム 85D 介護老人保健施設 85E 通所・短期入所介護事業 85F 訪問介護事業 85G 認知症老人グループホーム 85H 有料老人ホーム 85J その他の老人福祉・介護事業
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	85K 更生保護事業 85L 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※ 派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

- (1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

- (2) 民 営

ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

イ 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ウ 会 社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）

の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

- (1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいう。

- (2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

(3) 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(6) 派遣従業者

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

4 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

5 本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

6 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であつて同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

なお、会社企業とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

7 企業類型

会社企業について、その企業を構成している事業所によって、次のように区分した。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業をいう。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業をいう。

ア 単一産業（大分類）企業

一つの産業大分類に属する従業者数（注）が企業全体の70%以上となる企業をいう。

イ 複数産業（大分類）企業

いずれの産業大分類の従業者数（従業者数及び別経営の事業所からの派遣従業者数の合計）も、企業全体の70%に満たない企業をいう。

8 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去

1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

(1) 企業の第1順位産業

複数事業所企業の本所が調査票に記入した「法人全体の主な事業の種類」(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)に基づいて分類したもので、「企業産業分類(中分類)」のことをいう。特に下記の「企業の第2順位産業」と対比する場合に用いる。

(2) 企業の第2順位産業

複数事業所企業について、企業内の各事業所の従業者数(従業者数及び別経営の事業所からの派遣従業者数の合計)を各産業ごとに合算した結果から「企業の第1順位産業」を除いて、最も多い産業をいう。

(3) 第2順位産業のない企業

複数事業所企業について、その属する事業所の産業中分類が全て「企業の第1順位産業」のみの企業をいう。

9 資本金額

株式会社(有限会社を含む)については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

10 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価格の合計が50%を超える会社をいう。

(1) 純粹持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいう。なお、金融持株会社も純粹持株会社に含まれる。

(2) 事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいう。

11 親会社・子会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を50%を超えて所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。

ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

12 決算月

該当する本決算月全てをいう。なお、仮決算や中間決算は含めない。

調査の範囲の比較

年次 (調査日)	調 査 の 範 囲
第 13 回 昭和 56 年 (7 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1 農林水産業(獣医業を除く。個人経営のもの)、家事サービス業及び外国公務に該当する事業所 2 収入を得て働く従業員のいないもの及び休業中で従業員のいないもの 3 家事労働の傍ら特に施設を持たないで賃仕事をしている個人の世帯 4 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業員がいないもの 5 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所
第 14 回 昭和 61 年 (7 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1 農林漁業(個人経営のもの)、家事サービス業及び外国公務に該当する事業所 2～5 前回調査「2」～「5」と同じ
第 15 回 平成 3 年 (7 月 1 日)	同 上
第 16 回 平成 8 年 (10 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1～4 前回調査「1」～「4」と同じ 5 入場料などを支払って出入りする有料施設のうち産業小分類 845「公園、遊園地」以外の施設の中にある事業所
第 17 回 平成 11 年 (7 月 1 日)	民営事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 18 回 平成 13 年 (10 月 1 日)	全事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 19 回 平成 16 年 (6 月 1 日)	民営事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 20 回 平成 18 年 (10 月 1 日)	全事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 21 回 平成 21 年 (7 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1～4 前回調査「1」～「4」と同じ

付 1 平成21年経済センサス-基礎調査結果表集計事項一覧（名古屋市集計分）

	結果表番号			第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表	第12表	第13表	第14表	第15表	
集 計 区 分 等																			
範 囲	産 業	大 分 類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		中 分 類			○	○	○	○	○					○					
		小 分 類			○														
	対 象	事 業 所	全 事 業 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
			民 営 の み										○	○					
	会 社 企 業														○	○	○	○	
地 域	全 市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	区 別							○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
分 類 区 分	経 営 組 織			②	②		⑨				⑪	②							
	従 業 者 規 模					⑪				⑪									
	従 業 上 の 地 位						⑥					⑥							
	派 遣 従 業 者 の 有 無						○												
	開 設 時 期												⑨						
	事 業 所 の 形 態																		
	本 所 ・ 支 所													③					
	本 所 の 所 在 地													④					
	資 本 金 階 級															⑩			
	外 国 資 本 比 率															②			
	企 業 常 用 雇 用 者 規 模																⑪		
	支 所 数 規 模																	⑦	
親 ・ 子 会 社 の 有 無																	○		
決 算 月																		⑬	
集 計 事 項	事 業 所 数			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					
	従 業 者 数	男 女 別		○	○	○			○										
		常 用 雇 用 者 (男 女 別)			○				○										
		派 遣 従 業 者 数					○												
		企 業 数														○	○	○	○
	企 業 の 常 用 雇 用 者 数																		

注) ○印の中の数字は区分数を示す。